

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

「セダン特区」に板橋区と神奈川県が新たに認定

内閣府は12月1日、福祉有償運送でセダン型自動車(普通乗用車)の使用を認める「構造改革特区」に神奈川県と板橋区(東京)を新たに認定すると発表しました。

福祉有償運送でセダン型自動車が認められる特区自治体は全国で10ヶ所となります(世田

谷区、神奈川県、長野県小海町、三重県飯高町、枚方市、熊本県10市町、玉名市、高崎市、大和市、板橋区)。板橋区の特区申請に当たっては、NPO さくらの会も同区社会福祉協議会などとともに区に働きかけを行いました。

セダン型自動車の福祉有償運送許可が下いる(世田谷区)

「セダン特区」に認められていた世田谷区では、11月4日、運輸支局よりセダン型自動車による福祉有償運送許可を受けた団体が出ました。

「世田谷区ミニキャブ区民の会」によれば、7月に世田谷区の運営協議会の承認を得た後、運輸支局から利用料について「距離費・時間費に維持費が加わると近距離の場合、タクシー料金1/2を超える」との指摘をうけました。「維持費」は、車両運行のほか事業を

行なうために必要な諸経費を利用のたびに負担しもらう、いわば“当日会費”であり運送の対価ではない」と反論しましたが、運輸支局は「車両運行のたびに発生するのであれば運送の対価」と譲らず、区民の会は、維持費相当分がどの経費に使われているか内訳をデータで明らかにするなどして、車両運行と直結しない経費に補填していることを強調し、11月に許可を受けることとなりました。

福岡県や青森県も福祉有償運送実施に向け連絡協議会が結成

福岡県内のNPO法人約20団体が11月14日、福祉有償運送の実施を目指し「移動問題を考える運営協議会設置推進ネットを創ろう会」を結成しました。県が主体の運営協議会を求め活

動していく予定です。また、青森県は11月25日、市町村が運営協議会を主宰するよう方針を発表し、庁内に「福祉有償運送・過疎地優勝運送推進連絡会」を設置しました。

ワンポイント

運営協議会の設置には
利用者や移送団体が主宰側の自治体へ
声を上げることが必要

前回の通院ボランティア通信で紹介した練馬区の運営協議会発足に当たっては、NPO腎臓病患者連絡協議会すずらんの会が周辺の関係団体とネットワークを組みながら行政へ働きかけ実現したものです。同会代表者は構成メンバー

としても協議に加わっています。今回、「すずらんの会」が議会へ提出した①要望書やネットワークを組んだ②練馬区移動サービス連絡会会則、③練馬区の運営協議会設置要綱をご紹介します。

練馬区の動きを参考に、各地での運営協議会設置に向けた活動にお役立て下さい。